

県市町村デジタル推進会議設置要綱

(名称)

第1条 本組織の名称は、県市町村デジタル推進会議（以下、「会議」という。）とする。

(目的)

第2条 会議は、神奈川県（以下「県」という。）及び県内の市町村が連携・協調して自治体DXの推進や様々なデジタル分野における共通かつ広域的な課題について対応するため、課題の解決に関する事項を協議することを目的とする。

(活動内容)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、必要に応じて随時開催する。

(構成員等)

第4条 会議は、県及び県内市町村のデジタル推進主管課長等をもって構成する。

2 会議に座長を置き、神奈川県総務局デジタル戦略本部室長とする。

3 会議には必要に応じ、オブザーバーの出席を認める。

(担当者会議)

第5条 県及び県内市町村の自治体DXの対応状況や課題解決に向けた情報交換を行う場として、また会議を補佐するための具体的な検討を行う場として、担当者会議を置く。

2 担当者会議は、県及び県内市町村のデジタル推進主管課担当者をもって構成する。

3 担当者会議は、必要に応じて随時開催する。

4 担当者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第6条 会議は、個別の課題の解決に関する事項について調査研究、企画立案及び具体化のための調整を行う場として、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、県及び県内市町村のデジタル推進主管課長等が必要と認めた者をもって構成する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を県総務局デジタル戦略本部室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議に諮り定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。